

覚 書 等

- ・ 法面保護に関する覚書の件
- ・ モニュメントの設置に関する覚書の件
- ・ 消防用自動車の通行に関する覚書の件
- ・ 駐車料金の額の決定に関する件
- ・ 組合業務の一部を委託する件
- ・ 土地及び電気室の一部を無償貸与する件
- ・ 集会所の一部を管理組合事務所に改造する件
- ・ 組合費等の額の改定に関する件
- ・ 駐車場利用規則
- ・ サザンヒル八事集会所使用要領
- ・ 「共同生活の秩序維持に関する協定」第四条（承認事項）に関する理事会の申し合わせ事項
- ・ 役員候補選出に関する申し合わせ事項
- ・ サザンヒル八事防災会規約

法面保護に関する覚書の件

平成3年6月20日付、住宅・都市整備公団とダイア建設株式会社との間で交換した「覚書」に定める権利義務を承継するものとする。

モニュメントの設置に関する覚書の件

平成3年9月10日付、住宅・都市整備公団と財団法人日本高等学校野球連盟及び株式会社毎日新聞との間で交換した「モニュメントの設置に関する覚書」に定める権利義務を承継するものとする。

消防用自動車の通行に関する覚書の件

平成3年10月18日付、住宅・都市整備公団と名古屋市住宅供給公社との間で交換した「消防用自動車の通行に関する覚書」に定める権利義務を承継するものとする。

駐車料金の額の決定に関する件

サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約に係る「駐車場運営細則」第8条に基づく平成8年5月1日からの駐車料金の額を次のとおりとする。

1 機械式駐車場

大型車用 (全長 5.2m、車幅 1.95m、車高 1.55m、重量 1.8 t 以下)

上 段 12,500 円／月・台

中 段 12,000 円／月・台

下 段 10,000 円／月・台

中・小型車用 (全長 4.85m、車幅 1.75m、車高 1.55m、重量 1.6 t 以下)

上 段 10,500 円／月・台

中 段 10,000 円／月・台

下 段 8,000 円／月・台

組合業務の一部を委託する件

サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき下記のとおり委託するものとする。

記

- 1 規約第7条第1号（エレベーター保守点検業務及び駐車場の保守点検業務を除く。）及び第3号に規定する組合業務を株式会社団地サービスに委託すること。
- 2 規約第7条第1号に規定する組合業務のうち、エレベーター及び附帯する設備の保守点検業務を三菱電機ビルテクノサービス株式会社に委託すること。
- 3 規約第7条第1号に規定する組合業務のうち、機械式駐車設備の保守点検業務を東急パーキングシステム株式会社に委託すること。

以上

土地及び電気室の一部を無償貸与する件

サザンヒル八事分譲住宅団地の建物等に電気を供給するための地中ケーブル布設による土地の一部並びに変圧器等を格納するため、電気室の一部を中部電力株式会社へ無償で貸与するものとする。

集会所の一部を管理組合事務所に改造する件

「サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約」第8章理事会第48条（理事会の会議及び議事）3、第9章会計第56条（帳簿等の保管）及び第10章雑則第58条（規約等の保管）などという「組合の事務所」を設置するために、集会所の一部を、管理窓口業務を念頭に置いた構造に、早急に改造する。

組合費等の額の改定に関する件

サザンヒル八事分譲住宅管理組合同規約第20条、第21条及び第22条の規定に基づき、平成20年6月1日から組合費及び修繕費積立金の額を次のとおりとする。

- 1 組合費 9,500 円／月・戸
- 2 修繕費積立金 500 円／月・戸
- 3 棟別修繕費積立金 次表のとおりとする。

棟別修繕費積立金（月額/円）

1号棟 （69戸）

9階						906 11,100	907 10,600	908 11,000	
8階				804 11,100	805 10,600	806 10,600	807 10,600	808 11,000	809 11,700
7階			703 11,100	704 10,600	705 10,600	706 10,600	707 10,600	708 11,000	709 11,700
6階		602 9,000	603 10,600	604 10,600	605 10,600	606 10,600	607 10,600	608 11,000	609 11,700
5階	501 12,000	502 9,000	503 10,600	504 10,600	505 10,600	506 10,600	507 10,600	508 11,000	509 11,700
4階	401 12,000	402 9,000	403 10,600	404 10,600	405 10,600	406 10,600	407 10,600	408 11,000	409 11,700
3階	301 12,000	302 9,000	303 10,600	304 10,600	305 10,600	306 10,600	307 10,600	308 11,000	309 11,700
2階	201 12,000	202 9,000	203 10,600	204 10,600	205 10,600	206 10,600	207 10,600	208 11,000	209 11,700
1階	101 12,000	102 9,000	103 10,600	104 10,600	105 10,600	106 10,600	107 10,600	108 11,000	109 11,700

(742,700円/月)

棟別修繕費積立金（月額/円）

2号棟（85戸）

11階		1102 10,800	1103 10,800	1104 11,200	1105 9,800	1106 9,600	1107 9,500	
10階		1002 10,800	1003 10,800	1004 11,200	1005 9,800	1006 9,600	1007 9,500	1008 11,100
9階	901 10,900	902 10,800	903 10,800	904 11,200	905 9,800	906 9,600	907 9,500	908 11,100
8階	801 10,900	802 10,800	803 10,800	804 11,200	805 9,800	806 9,600	807 9,500	808 11,100
7階	701 10,900	702 10,800	703 10,800	704 11,200	705 9,800	706 9,600	707 9,500	708 11,100
6階	601 10,900	602 10,800	603 10,800	604 11,200	605 9,800	606 9,600	607 9,500	608 11,100
5階	501 10,900	502 10,800	503 10,800	504 11,200	505 9,800	506 9,600	507 9,500	508 11,100
4階	401 10,800	402 10,800	403 10,800	404 11,200	405 9,800	406 9,600	407 9,500	408 11,100
3階	301 10,800	302 10,800	303 10,800	304 11,200	305 9,800	306 9,600	307 9,500	308 11,100
2階	201 10,800	202 10,800	203 10,800	204 11,200	205 9,800	206 9,600	207 9,500	208 11,100
1階	101 10,800	102 10,800	103 10,800	104 11,200	105 9,800	106 9,600	107 9,500	108 11,100

(887,400円/月)

棟別修繕費積立金（月額/円）

3号棟（29戸）

8階				802 13,200	801 14,200
7階			703 12,500	702 12,400	701 14,200
6階		604 14,200	603 12,500	602 12,400	601 14,200
5階		504 14,200	503 12,500	502 12,400	501 14,200
4階		404 14,200	403 12,500	402 12,400	401 14,200
3階	305 14,200	304 12,500	303 12,500	302 12,400	301 14,200
2階	205 14,200	204 12,500	203 12,500	202 12,400	201 14,200
1階	集会所	104 12,500	103 12,500	電気室	

（383,000円/月）

駐車場利用規則

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- 1 マンション敷地内においては、騒音防止に努め、特に夜間にあつてはヘッド・ライトを減光し、徐行運転に努めること。
- 2 駐車場には必ず後進で入り、タイヤが車輪止の間にあることを確認のうえ駐車すること。
- 3 車の出入が終わったら必ずパレットを再下降させること。
- 4 駐車場には契約車以外の車、特に規格外の車は絶対に入れないこと。
- 5 駐車場に引火物・危険物を持ち込まず、周辺の整理整頓に努めること。
- 6 自動車内に貴重品等を放置せず、自動車から離れるときにはかならず施錠すること。
- 7 当組合が行うマンション内不法駐車の排除に積極的に協力すること。
- 8 駐車場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。
- 9 契約車には当組合の発行した所定のステッカーを貼付すること。
- 10 来客用駐車場の利用に際しては臨時駐車証の掲示に協力すること。
- 11 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

(附 則)

この規則は平成6年5月29日から施行する。

サザンヒル八事集会所使用要領

1996.1.20 改

1995.5.30

集会所を使用する際には、以下のとおりに申し込んで下さい。

- 1 申込書の所定欄に、使用責任者の住所、氏名、電話番号を書き、捺印する。
使用月日、使用場所、使用時間、使用目的、使用人員、料金を記入する。
- 2 使用承認書の所定欄に、使用責任者の住所、氏名を書く。
使用月日、使用場所、使用時間、使用目的、使用人員、料金を記入する。
- 3 管理人に、申込書を提出する。
- 4 使用前もしくは当日に、鍵と承認書を受け取る。
- 5 集会所使用后、鍵、承認書、使用料を、管理人に手渡す。

集会所の使用心得

- 1 集会所使用料
 - ①居住者のみの場合。
一室、一時間、200円。
 - ②一部居住者の場合。
一室、一時間、500円。
 - ③居住者以外の場合。
一室、一時間、1000円。
ただし、理事会の承認が必要。
- 2 冷暖房費実費負担。
- 3 使用後の掃除、火の始末、施錠をお願いします。

【参考文書】 その1

「共同生活の秩序維持に関する協定」 第四条（承認事項）に関する
理事会の申し合わせ事項

- 1 各種教室とは受講生を公募し、定期的に開くものをいう。
- 2 公募の公告物の掲示場所は各棟の掲示板とする。
- 3 公告物の大きさはB 4判（36.4cm×25.7cm）を限度とする。
- 4 掲示期間は一ヶ月を限度とする。
- 5 各種教室を開設する場合には真上、真下、左右四方の居住者の同意書を必要とする。
ただし、住宅の位置、入居状況によってはいずれかを欠く場合がある。
- 6 受講生が一回につき 10 名を超える場合は集会所を利用するものとする

役員候補選出に関する申し合わせ事項

平成 6 年 9 月 13 日理事会確認
平成 13 年 12 月 8 日理事会改訂
平成 15 年 12 月 13 日理事会改訂
平成 20 年 12 月 13 日理事会改訂
平成 21 年 6 月 13 日理事会改訂

(役員)

第1条 組合には、理事長1名、副理事長1名、理事6名及び監事2名をおく。

2 理事のうち1名は、町内会副会長をもってこれにあてる。

3 監事については、前年度の理事長及び副理事長をもってこれにあてる。ただし、前年度の理事長及び副理事長が転居等によりその職務を遂行できない場合及び監事に欠員が生じた場合は、以下の順位で監事を選任する。

- 一 前年度会計担当理事
- 二 前年度町内会副会長兼任理事
- 三 前二名を除く前年度理事の互選

第2条 町内会には、会長1名、副会長1名、および保健委員1名をおく。(以下、第1条と第2条の役員をあわせて、「役員」という。)

(役員候補の選出)

第3条 役員候補の選出にあたっては、団地に現に居住する組合員全員（以下「居住者」という。）の輪番制によるものとする。

2 輪番は別表に定めるところによる。

3 理事会は毎会計年度の1月末日現在で、別表を整備し居住者に通知するものとする。

4 理事会は当該会計年度の1月末日現在未入居の住宅で、入居に際し既に別表による順位を経過している場合には、翌会計年度に割り当てるものとする。

5 理事会は当該会計年度の1月末日現在で、入居後1年に満たない住宅は、翌会計年度に割り当てるものとする。

(順位の変更)

第4条 順位は原則としてこれを変更しない。ただし、次の各号に該当する場合には変更を願い出ることができる。

- 一 病気による療養中
- 二 長期にわたる不在

2 居住者から変更の願い出のあったときは、速やかに決定し本人に通知するとともに、これを各棟の掲示板で公示するものとする。

3 順位変更者が出た場合には、別表により順次繰り上げるものとする。

- 4 順位変更を認められた者は、翌会計年度に役員を務めるものとする。ただし認められた理由が消滅しない場合に限り、再度願い出ることができる。
- 5 前項の願い出は、3年を限度とする。

(棟別の役員数)

- 第5条 棟別の役員数は、偶数年にあたっては1号棟4名、2号棟4名、3号棟2名とし、奇数年にあたっては1号棟4名、2号棟5名、3号棟1名とする。
- 2 配分数は上記にかかわらず各棟の均衡を図り適切な調整を図るものとする。

(役員候補の決定)

- 第6条 別表の各棟の各班から順次1名ずつ抜き出し候補者を決定する。
- 2 理事会は決定後速やかに本人に通知する。
 - 3 候補者は互選により各種役職を決定する。
 - 4 役職の決定に際しては、現理事長が議長を務める。



(役員候補の推薦)

- 第7条 選出された理事会役員候補は通常総会に、町内会役員候補のうち、町内会会長候補及び保健委員候補は速やかに名古屋市に推薦する。



別表

1号棟

1班 101→102→103→104→105→106→107→108→109→201→202→203→204→205
→206→207→208→209

2班 301→302→303→304→305→306→307→308→309→401→402→403→404→405
→406→407→408

3班 409→501→502→503→504→505→506→507→508→509→602→603→604→605
→606→607→608

4班 609→703→704→705→706→707→708→709→804→805→806→807→808→809
→906→907→908

2号棟

1班 101→102→103→104→105→106→107→108→201→202→203→204→205→206
→207→208→301

2班 302→303→304→305→306→307→308→401→402→403→404→405→406→407→408→501
→502

3班 503→504→505→506→507→508→601→602→603→604→605→606→607→608
→701→702→703

4班 704→705→706→707⁷⁰⁸→801→802→803→804→805→806→807→808→901→902→903→904

5班 905→906→907→908→1002→1003→1004→1005→1006→1007→1008→1102
→1103→1104→1105→1106→1107

3号棟

1班 103→104→201→202→203→204→205→301→302→303→304→305→401→402→403

2班 404→501→502⁵⁰³→504→601→602→603→604→701→702→703→801→802

サザンヒル八事防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、サザンヒル八事防災会（以下「本会」という。）と称する。

(本部の所在地)

第2条 本会の本部は、サザンヒル八事管理室に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下、「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 防災に関する知識の普及に関すること。
- 二 地震等に対する災害予防に関すること。
- 三 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水の応急対策に関すること。
- 四 防災訓練に関すること。
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、サザンヒル八事内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------|----|------|
| 一 会 長 | | 1名 |
| 二 副会長 | | 1名 |
| 三 班 長 | 各班 | 1名 |
| 四 班 員 | 各班 | 3～4名 |
| 五 会 計 | | 1名 |
| 六 監査役 | | 2名 |

2 役員は、会員の互選による。

ただし、役員は管理組合役員及び町内会組長の兼務とする。

3 役員の任期は、1年とする。

(役員の任務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時又は事故のある時はその職務を行う。
- 3 班長は、本部の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 班員は、班長を補佐し、班長が不在のとき又は事故あるときはその職務を行う。
- 5 会計は、本会の会計をつかさどる。
- 6 監査役は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び本部会議を置く。

- 2 会議は、会長が召集する。

(総 会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

(管理組合総会をあてる。)

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、とくに必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - 一 規約の改正に関すること。
 - 二 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - 三 事業計画に関すること。
 - 四 予算及び決算に関すること。
 - 五 その他、総会がとくに必要と認めたこと。
- 4 総会は、その付議事項の一部を本部会議に委任することができる。

(本 部 会 議)

第10条 本部会議は、会長、副会長及び班長によって構成する。

(管理組合理事会をあてる)

- 2 本部会議は、次の事項を審議し、実施する。
 - 一 総会に提出すべきこと。
 - 二 総会により委任されたこと。
 - 三 その他本部会議がとくに必要と認めたこと。

(防 災 計 画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - 一 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - 二 防災知識の普及高揚に関すること。
 - 三 防災訓練の実施に関すること。
 - 四 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水に関すること。
 - 五 学区連絡協議会及び災害救助地区本部との連絡調整に関すること。

六 その他必要な事項。

(会 費)

第12条 本会の会費は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合費をあてる。

(経 費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会 計 年 度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 計 監 査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことが出来る。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(附 則)

この規約は、平成9年5月11日から実施する。

各種書類書式

- ・ 掲示等申請書
- ・ 住宅併用申請書
- ・ 同意書（共同生活の秩序維持に関する協定）
- ・ 入居者名簿
- ・ 集会所使用申込書
- ・ 自動車駐車契約書
- ・ 駐車場利用申込書
- ・ 駐車場契約の解約届
- ・ 駐車場の複数利用に関する念書
- ・ 大型車用駐車場利用に関する念書
- ・ 模様替等申請書
- ・ 模様替等理由書
- ・ 模様替等承認書

サザンヒル八事分譲住宅揭示等申請書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
殿

平成 年 月 日

(揭示責任者)

住所

氏名

印 TEL —

揭示開始月日	揭示終了月日	揭示物のサイズ (縦×横)	枚数	揭示場所	掲 示 目 的

備考：承認に際して揭示物のサイズ、揭示場所等につき変更を求めることがあります。

サザンヒル八事分譲住宅揭示等承認書

(揭示責任者)

住所

氏名 殿

- ☐ 申請通り承認いたします。
☐ 下記の条件で承認いたします。

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 印

サザンヒル八事分譲住宅併用申請書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
殿

平成 年 月 日

(居住者)

住所 号棟 号室
氏名 印 姓 一

住宅の一部を下記の通り別の用途に併用したいので申請します。

記

用 途	教 室 等 に 併 用 の 場 合				
	定員	約 名	開講回数	月/週	回

サザンヒル八事分譲住宅併用承認書

(居住者)

平成 年 月 日

住所 号棟 号室
氏名 殿

- ☐ 申請通り承認いたします。
☐ 下記の条件で承認いたします。

なお併用に際しては近隣の迷惑になるような騒音等には十分にご注意ください。

教室等にご利用の場合には児童、生徒の廊下、階段、エレベーター等の利用に関して十分な指導、管理をお願いします。

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 印

同意書

号棟 号室
殿

平成 年 月 日

わたしはサザンヒル八事分譲住宅管理組合「共同生活の秩序維持に関する協定」を遵守することを条件に_____を開設することに同意します。

号棟	号室	氏名	印

サザンヒル八事 入居者名簿

号棟	号室	Tel
----	----	-----

続柄	氏 名	生 年 月 日	備 考
お父様		明 大 昭 平	勤務先等 Tel
本人			
		明 大 昭 平	
			
		明 大 昭 平	
			
		明 大 昭 平	
			
		明 大 昭 平	
			
		明 大 昭 平	
			

使用駐車場の位置	(1組)	(2組)
車 両 登 録 番 号	(1組)	(2組)

緊急連絡先	(親族など)
氏名	(続柄)
住所	
	Tel

区分所有者	(入居者と異なる場合)
氏名	(続柄)
住所	
	Tel

サザンヒル八事分譲住宅管理組合

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅集会所使用申込書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合

理事長

殿

(使用責任者)

住所

氏名

印 Tel

—

使用 月日	使用場所	使用時間	使用目的	使用 人員	料 金
使用料金合計額					

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅集会所使用承認書

(使用責任者)

住所

氏名

使用 月日	使用場所	使用時間	使用目的	使用 人員	料 金
使用料金合計額					

上記料金を受領しました。

サザンヒル八事分譲住宅管理組合

理事長

印

自動車駐車契約書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合を甲とし、サザンヒル八事分譲住宅居住者
を乙として、 号駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関し、
甲乙間に次のとおり契約を締結します。

（契約自動車）

第1条 乙が甲の駐車場に駐車できる自動車（以下「契約自動車」という。）は、次に表示
する自動車とします。

（車 名）

（車両登録番号）

2 乙は、契約自動車を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければなりません。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日から次回の通常総会までとします。

（利用料金）

第3条 駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は月額 円とします。

（利用料金の改定）

第4条 サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約第20条の規定に基づく「駐車場運営細則」
第8条により、利用料金の改定について、管理組合の総会で決議された場合は、利用料
金を改定するものとします。

（利用料金の支払義務）

第5条 乙の利用料金の支払義務は、本契約の締結日から発生するものとします。

2 契約の開始の日の属する月又は契約終了日の属する月における駐車場の利用期間が1
か月に満たないときの利用料金は、1か月を30日として日割計算した額とし、その額
に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。

3 乙は、この契約締結と同時に、本契約の締結の日の属する月の利用料金を甲に支払い、
以降毎月25日までに当月分を甲の定める方法により甲に支払うものとします。

4 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、利用料金の全部又は一部の支払を遅延したと
きは、その支払の遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年10.95パ
ーセント（日歩3銭）の割合により算定した額を遅延利息として甲に支払わなければなり
ません。

(利用上の義務)

第6条 乙は、駐車場の利用に際し、別に定める駐車場運営細則及び甲の指示を遵守しなければなりません。

(工作等の禁止)

第7条 乙は、駐車場内の設備及び敷地に一切の工作を行ってはなりません。

2 乙は、駐車場内に契約した自動車以外の一切の物品等を保管・放置してはなりません。

(乙の損害賠償義務)

第8条 乙又は契約自動車の運転者その他乙の関係者が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければなりません。

(甲に対する通知)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を文書により甲に通知しなければなりません。

- 一 乙が、姓名を変更したとき。
- 二 乙が、駐車場を1か月以上利用しないとき。

(乙の免責)

第10条 乙が駐車場の利用により被った損害については、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切その責めを負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 乙は、駐車場を転貸し、又はこの契約上の権利を譲渡してはなりません。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで直ちにこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- 一 駐車場の利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用しているとき。
- 二 利用料金を3か月以上滞納したとき。
- 三 乙が契約自動車の駐車以外の目的をもって駐車場を利用したとき。
- 四 長期不在などにより駐車場の利用を継続する意思がないと甲が認めたとき。
- 五 サザンヒル八事分譲住宅を退去したとき。
- 六 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶したときは直ちに、駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(解 約)

第13条 乙は、この契約期間中に解約しようとするときは、甲の定める解約届を甲に提

出するものとし、その解約届に記載された解約日をもって、この契約は解除されるものとします。

2 乙が解約届を甲に提出しないで駐車場を利用しなくなった場合には、甲が乙の利用しなくなった事実を知った日の翌日から14日をもってこの契約は解除されるものとします。

(駐車場の明け渡し)

第14条 前条の解約又は第2条によりこの契約が終了したときは、乙が契約終了日までに駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(不正利用による損害賠償)

第15条 乙が第12条第2項又は前条の駐車場明け渡し義務を怠ったときは、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで利用料金相当額の3倍の損害金を甲に支払わなければなりません。

(保守点検等の際の協力義務)

第16条 乙は、甲が駐車場の保守点検又は改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければなりません。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有します。

平成 年 月 日

甲 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事分譲住宅管理組合
氏 名

乙 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事 棟 号室
氏 名 印

駐車場利用申込書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合理事長 殿

平成 年 月 日

申込者

号棟

号室

氏 名

印

サザンヒル八事分譲住宅駐車場利用規則を遵守することを誓い、車検証の写しを添えて駐車場利用申込みをします。

希望の場所に○をつけて下さい。				申込される番号の欄に車のサイズ等を記入してください。			
No.	駐 車 場 種 類	所有の 車 種	希望場所	全長	車幅	車高	車両 重量
1	大 型 駐 車 場	大 型 車					
2	大 型 駐 車 場	中小型車					
3	中 小 型 駐 車 場	中小型車					

☆No.2の中小型車の所有者で大型駐車場を希望した方へ

大型駐車場希望者が80名を超えるときは、中小型駐車場へ変更していただきます。

大型車用 (全長 5.2m、 車幅 1.95m、車高 1.55m、重量 1800 kg以下)

中・小型車用 (全長 4.85m、車幅 1.75m、車高 1.55m、重量 1600 kg以下)

平成 年 月 日

駐車場契約の解約届

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

住所 号棟 号室

氏名 印

(連絡先)

TEL

下記により駐車場契約を解除したいのでお届けします。

解約予告月日	H . .	解約月日	H . .
駐車位置 No.		解約理由	
転居先住所	TEL		
最終駐車料金払込	月分 月 日	銀行	支店払込
備考			

(注) この届を提出するときは契約書・ステッカー・通帳をご持参下さるようお願いいたします。

備考

取扱者

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室
氏 名 ⑩
連絡先 TEL
1 台目駐車場番号
2 台目駐車場番号

駐車場の複数利用に関する念書

今回利用する駐車場（番号 ）については、複数利用となるので、自動車駐車契約書第2条に定める契約期間にかかわらず、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から契約の解除の申出があった場合は、1ヶ月以内に駐車場を空け、返還いたします。

抽 選 番 号

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

サザンヒル八事 号棟 号室
氏 名 ⑩
連絡先 TEL
現在利用している駐車場番号

大型車用駐車場利用に関する念書

私が現在所有（又は使用）する自動車は、中小型車用駐車場に収容できますが、将来大型車用駐車場が不足した場合で、サザンヒル八事分譲住宅管理組合から中小型車用駐車場への変更の申出があった場合は、位置変更について協力いたします。

抽 選 番 号

模 様 替 等 申 請 書

平成 年 月 日

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 殿

住 所 号棟 号室
氏 名 印
連絡先

標記について、別添のとおり住宅の模様替等をしたいので、専有部分等の模様替
え及び修繕等に関する協定第6条、第7条の規定により承認されたく申請します。

別 添

1 理 由 書

2 設 計 図

3 仕 様 書

注意事項 1
2
3

模 様 替 等 理 由 書

1 模様替等の内容（カタログがあれば添付のこと）

2 施工方法・設置方法

3 工事予定期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 工事予定業者等

(1) 名 称

(2) 住 所

(3) 電 話

(4) 工事責任者

(5) 連絡先電話

5 近隣居住者に影響を及ぼす恐れがある場合には、下欄により承認を得ておくこと。

上 階	号室	氏名	印
-----	----	----	---

下 階	号室	氏名	印
-----	----	----	---

左 側	号室	氏名	印
-----	----	----	---

右 側	号室	氏名	印
-----	----	----	---

面 図

※注意事項 1
2
3

模 様 替 等 承 認 書

平成 年 月 日

号棟 号室
殿

サザンヒル八事分譲住宅管理組合
理事長 印

貴殿からの申請に基づき理事会として検討した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 申請について承認します。
- 2 申請については、下記の条件により承認します。
- 3 申請については、下記の理由により承認できません。

条件・理由